

# 「楽しい教室・夢広がる学校」のために

体罰・セクシュアルハラスメントの防止



通じ合う心

夢の実現

子どもの笑顔

できた喜び

日々の成長

例えば、

授業中に注意したが、おしゃべりを止めない子どもに「厳しい指導が必要だ」と考えて体罰を加える。

～ その体罰で何かが解決しますか？子どもが成長しますか？ ～

体罰は、子どもに恐怖心を抱かせ、その恐怖の力で子どもを押さえ込み、表面的にすぐに効果が現れたかのように見えます。しかしそれは、何ら子どもの成長につながるものではありません。そればかりか、子どもの心には「反抗心」「憎悪」しか芽生えません。子どもたちの行動は、内面の現れです。時間はかかりますが内面に働きかけて徐々に変容をさせていかなければ本当の教育にはならないと思います。

一方でセクシャルハラスメントについては、教員が冗談で発した一言「〇〇に似てるね」が、児童生徒の心を大きく傷つけ、自分の殻に閉じこもるようになっていたり、将来の希望を持ってなくなることがあります。また、その一言が発端となり、子ども同士のいじめに繋がることとなった事案もあります。

私たちは、子どものよりよい成長のため、子どもの夢の実現のため、子どもの笑顔のためにという高い志を持って教員の道に進んだのではないのでしょうか。このリーフレットは、学校における体罰やセクシュアルハラスメントの根絶を目指して作成されたものです。各学校において、教員がこれらの不祥事に対し高い意識をもち、学校ごとに防止策を考える際の資料として役立ててほしいと願っています。

楽しい教室・夢広がる学校づくりに努め、子どもたちがよりよい成長を重ねられるよう、千葉市の教職員としての誇りを持って取り組んでいくことを期待しています。

<平成30年度 改訂版>

千葉市教育委員会

# 体罰を知り、体罰を防ぐ方法を考える

## 体罰とは

### <具体的には>

- ・身体に対する侵害: 強いたたく、殴る、蹴る、転倒させるなど
- ・肉体的苦痛を与える懲戒: 正座、直立など、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど

教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。

### <暴言について>

千葉県懲戒処分の指針には「ののしる、威嚇する、人格を否定するなどの侮辱的な言動により、精神的苦痛を負わせた場合は、体罰の量定に準じて扱う。」とされています。

## 体罰の責任の重さ

体罰は「学校教育法上の違法行為」(学校教育法第11条)

### ①行政上の責任

千葉県懲戒処分の指針に沿って、事案ごとに量定を決める。免職や停職など。

### ②刑事上の責任

- 暴行罪(刑法第208条)
- 傷害罪(刑法第204条)
- 監禁罪(刑法第220条)

### ③民事上の責任

損害賠償責任(民法第709条)

### ④道義上の責任

教育者として、あってはならない行為である。

「体罰」で  
幸せになる人は  
誰もいません。

## 懲戒の限度

### <懲戒の範囲>

有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。

#### ① 放課後等に教室に残留させる

(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎて長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。

#### ② 授業中、教室内に起立させる。

#### ③ 学習課題や清掃活動を課す。

#### ④ 学校当番を多く割り当てる。

#### ⑤ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

### <体罰に当たらない有形力の行使>

#### ① 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

#### ② 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

※ これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れる場合があります。

## 体罰を防ぐ → 話し合うことが重要

問題提起  
きめ細やかな対応のために、



#### ① 児童生徒理解に努める、信頼関係を築くこと。

・児童生徒の気持ちを受け止めましょう。

#### ② 問題行動に対しては、複数の教職員で組織的に対応すること。

#### ③ あらかじめ予想できる問題行動に対しては、保護者と連携しつつ

・その児童生徒の目指す姿を明確に共通理解しましょう。

・即効性を期待せず、じっくり粘り強く対応しましょう。

・具体的な対応方法を決めておく。

・計画的に対応しましょう。

??? どんな校内研修が有効なのだろう。 ???

(例)

#### ○ アンガーマネジメント研修 (生徒・教職員対象)

・アンガー (怒り) について知り、コントロールする手法。

※ 生徒間・教職員生徒との関係、職場の教員同士の関係にいて有効。

#### ○ LGBT研修・SOGI研修

・L (レズビアン)、G (ゲイ)、B (バイセクシャル)、T (トランスジェンダー)

・性的指向、性自認

※ 組織的な対応が必要。学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」「ケース会議」等を適宜開催し対応。

# セクシュアル・ハラスメントで 悲しむ子どもや教職員をなくすために

## セクシュアル・ハラスメントとは



## セクシュアル・ハラスメント による大きな影響

学校でセクハラなんて・・・

**絶対に許されない、  
あってはならない行為です。**

教職員が他の教職員や児童生徒等に対し、不快または不利益を与える性的な言動のことで、人権を侵害する大変悪質な行為です。セクハラに当たるかどうかは、行為者が意図していたかどうかは関係なく、受け手の気持ちに委ねられています。

- ・親しさを表すつもりでも、相手は不快になるかもしれません。
- ・不快になるかどうかには、個人差があります。
- ・相手との良好な人間関係ができていないと勝手に思いこんではいけません。

＜児童生徒へのセクハラ＞

- ・児童生徒の心や身体の健康に大きな傷を残し、将来にまで影響することがあります。
- ・学校に対し保護者や地域から不信感を招きます。
- ・正常な学校経営ができなくなるおそれがあります。

＜教職員へのセクハラ＞

- ・職場の人間関係の悪化を招き、職場の秩序を乱すことにつながり、教職員のモチベーションが下がります。

＜懲戒処分等＞

- ・セクハラの状態等によっては、千葉県懲戒処分の指針により免職や停職になることもあります。

## セクシュアル・ハラスメントになる可能性がある言動



＜性的な関心や欲求等に基づくもの＞

- ・みんなの前で容姿を話題にする。
- ・スリーサイズを聞くなど身体的な特徴を話題にする。
- ・性的な冗談を言う。
- ・性的な体験について質問する。
- ・わいせつな写真や記事をわざと見せる。
- ・身体を執拗に眺め回す。
- ・食事やデートにしつこく誘う。
- ・性的な内容の手紙、メールなどを送る。
- ・身体に必要以上に接触する。

＜性別により差別する意識に基づくもの＞

- ・「男のくせに根性がない。」
- ・「女らしくしろ」
- ・女性であるだけで「お茶くみ」などを強要する。
- ・女性であるだけで業務実績を低く評価する。

～先生の言葉かけで

子どもの人生が変わる～



## セクシュアル・ハラスメントを根絶するために

### 組織としてすべきこと

＜ 組織的に対応することが重要です。 ＞

- ・ セクハラを受けている児童生徒や教職員は、人に話をできない場合があります。相談しやすい人間関係作りを努めましょう。また、校内に相談窓口・相談担当者を設けるなど体制を整えましょう。
- ・ 様々な情報をキャッチできる体制を整えましょう。
- ・ 保護者等と密接に連携し、迅速かつプライバシーに配慮しつつ解決を図りましょう。

### 個人としてすべきこと

＜ 教職員のセクハラに対する意識を高めることが重要です。 ＞

- ・ 教職員としての誇りと使命感を持てるよう、一人一人の意識を高めましょう。
- ・ コミュニケーションを図るための何気ない言動やスキンシップが、児童生徒の心を傷つけることがあることを認識しておきましょう。
- ・ 児童生徒の発達が未熟でセクハラと判断できない場合があることも認識しておきましょう。

## 体罰等に関する考え方について

名称	特徴	態様	考え方	懲戒処分の指針	
体罰	暴行・傷害行為	肉体的苦痛	強く叩く、殴る、蹴る、転倒させる等	指導に関係するものであっても、「適正な懲戒権の範囲」に含めるとすることはできず、違法行為である。	・体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた職員は、免職とする。
		精神的苦痛	正座、直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる		
不適切な行為	不適切な指導	肉体的・精神的負担（軽微な有形力の行使）	つねる、小突く、押さえつける、げんこつで押す、襟首をつかむ、胸ぐらをつかむ	指導に必要な行為であるとは通常想定できないことから、原則として、「適正な懲戒権の範囲」に含まれるとすることはできず、恐怖感や不信感を抱かせる指導は、他の適切な指導方法に代えていかなければならない。	・体罰により児童生徒に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の態様が特に悪質な場合は、免職又は停職とする。  ・侮蔑的な言動により児童生徒に精神的苦痛を負わせた場合は、体罰の量定に準じて扱う。
	行きすぎた指導	肉体的・精神的負担	執拗且つ過度に肉体的・精神的負担を与える指導	「適正な指導の範囲」か否かは、児童生徒の発達状況や態様、継続性等を考慮判断すべきであるが、恐怖感や不信感を抱かせる厳しい指導は、他の適切な指導方法に代えていかなければならない。	
	暴言等	精神的負担	ののしる、威嚇する、人格を否定する、バカにする、集中的に批判する	暴言等により恐怖感や不信感を抱かせる指導は、他の適切な指導方法に代えていかなければならない。	
指導の範囲内	教育的指導の中での有形力の行使	腕をつかんで連れて行く、身体を揺する・肩をたたく、大声で注意する、居残り、起立、学校当番の割り当て	「適正な懲戒権の範囲」内である。		

## 体罰等・セクシュアルハラスメント相談窓口

### 体罰等・セクシュアルハラスメント相談



### 体罰等についてのご相談窓口



千葉市教育委員会 教育職員課 043-245-5930・5931 (8:30~17:30)  
メールアドレス：[school-rescue@city.chiba.lg.jp](mailto:school-rescue@city.chiba.lg.jp)

### セクシュアルハラスメント（セクハラ）についてのご相談窓口



セクハラに関してご相談をされたい方は次の窓口へご相談ください

#### 先生からのセクハラ



千葉市教育委員会 教育職員課 043-245-5931 (8:30~17:30)

#### 児童・生徒間でのセクハラ



千葉市教育委員会 教育支援課 043-245-5935 (8:30~17:30)

## その他の機関 相談窓口

- 千葉市教育相談ダイヤル24 0120-101-830  
なやみいおう
- 文部科学省：24時間子供のSOSダイヤル 0120-0-78310
- 法務省：子供の人権110番 0120-007-110 (8:30~17:15)



詳しくは、千葉市教育委員会ホームページをご覧ください。

「相談」 - 「[学校教育に関する具体的な相談はこちら](#)」をクリック